

令和 2 年

郡山市教育委員会

4 月定例会議事録

令和2年 郡山市教育委員会4月定例会議事録

日 時 令和2年4月16日(木)午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 阿 部 亜 巳
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 阿 部 晃 造

委 員 藤 田 浩 志 委 員 田 中 里 香

出 席 者 教育総務部長 伊 藤 栄 治
学校教育部長 小 山 健 幸
教育総務部次長兼総務課長 橋 本 仁 信
学校教育部次長((併)こども部次長) 生 江 温
こども部次長((併)学校教育部次長) 松 田 信 三
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 小 林 亨
生涯学習課長 青 柳 光 信
美術館長 鈴 木 誠 一
学校管理課長 嶋 忠 夫
学校教育推進課長 鈴 木 重 行
総合教育支援センター所長 高 山 良 勝

書 記 島 津 るみ子

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 19 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）

議案第 20 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）

議案第 21 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）

議案第 22 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）

議案第 23 号

令和3年度使用小・中・義務教育学校教科用図書の採択の方針について

報告第 4 号 専決処分事項の報告について（訓令制定）

報告第 5 号 専決処分事項の報告について（訓令改正）

5 そ の 他

な し

6 各課報告

7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和2年4月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
はじめに、私から一言申し上げたいと思います。
去る3月31日に藤田浩志委員が教育委員の1期目の任期を終えられました。
これに伴い、令和2年郡山市議会3月定例会におきまして、藤田浩志委員の再任が可決され、令和2年4月1日付けで教育委員として再任されましたので、改めて御報告いたします。今後ともよろしく願いいたします。
それでは、会を進めて参ります。
はじめに、前回、令和2年3月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和2年3月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、私から1件報告をさせていただきます。令和2年3月30日に郡山市立学校長会議を臨時開催し、新学期の学校再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止策及び対応マニュアルについて共通理解を図ったところであります。報告は、以上でございます。

それでは、議事に入ります。本定例会には、議案第19号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第20号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」、議案第21号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」、議案第22号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」、議案第23号「令和3年度使用小・中・義務教育学校教科用図書の採択の方針について」、報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」、報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」の以上7件が提出されております。このうち、議案第23号「令和3年度使用小・中・義務教育学校教科用図書の採択の方針について」は、今後の方針決定に係る案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられますので、委員の皆様にお諮りいたします。

「議案第23号」は、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第23号」の審議につきましては、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、はじめに議案第19号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」の事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第19号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」であります。内容は令和元年度末の専決補正予算についてでございます。

こちらは、年度末の事業費の確定に併せて歳入を減額し、整理するものです。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 歳入と歳出の誤差が大きい理由は何ですか。

教育総務部長 今回、例年よりも補正額が多い理由として令和元年東日本台風による災害復旧がございます。早急な対応が求められる中、予算不足のないよう大枠で措置されました。誤差が大きい理由は、事業費が確定したことによるものです。

教 育 長 他に質問等、ございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第19号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第20号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」の事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは、議案第20号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」であります。郡山市部活動指導員設置規則の全部改正についてでございます。改正の要旨といたしまして、「郡山市部活動指導員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定及び「郡山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」の一部改正に伴い、部活動指導員の任用を含む勤務時間等に関する必要な事項を定めるため、その全部を改正し、「郡山市部活動指導員の任用に関する規則」とするものでございます。改正の理由といたしまして、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、郡山市部活動指導員が非常勤特別職から会計年度任用職員に移行することから部活動指導員の任用を

含む報酬、勤務時間、人事評価など所要の改正を行うものでございます。施行期日は、令和2年4月1日となっています。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第20号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号については、原案のとおり決しました。次に、議案第21号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」の事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 議案第21号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」であります。郡山市語学指導外国人就業規則の一部改正についてでございます。地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い語学指導外国人が非常勤特別職から会計年度任用職員に移行することから所要の改正を行うものです。また、令和2年度から小学校で新学習指導要領が全面実施となり、英語教育の更なる充実を図るため、語学指導外国人のうち一部の有資格者を特定の学校に常駐させていた規定を廃止し、すべての語学指導外国人を各小・中・義務教育学校へ派遣するものであります。施行期日は、令和2年4月1日であります。なお、今回の改正では報酬の考え方の見直しも行っており、改正前と後との報酬額を比較し、減額した場合は、改正前の報酬額を維持する経過措置を設けてあります。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 規則の英訳版はありますか。また、外国人と雇用契約を結ぶ時に基礎となる書類の英訳版はありますか。

学校教育推進課長 それぞれの語学指導外国人への説明につきましては、毎月行っているミーティングの中で、英語で説明をしております。任用時には、雇用契約に相当

する英語の契約書を取り交わしているところであります。

阿 部 委 員 規則の英訳版については、ないということによろしいでしょうか。

学校教育推進課長 任用条件や報酬に関することについては、英文で取り交わしており、さらに、英語科の指導主事からも口頭で説明しておりますが、規則の条文そのものの英文はございません。

教 育 長 他に質問等、ございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第21号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第22号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」の事務局の説明を求めます。

総合教育支援センター所長 議案第22号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」であります。郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの任用に関する規則の制定についてでございます。制定の主旨につきましては、郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例の制定、併せて郡山市職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い所要の規則を制定するものであります。今般の法改正に伴い、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは非常勤特別職から会計年度任用職員へ移行することになり、職務、報酬、勤務時間、休暇等について詳細を定める必要があることから当該規則を制定するものであります。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの報酬については、時給制となり、資格要件に応じて報酬の額を決定しております。また、勤務時間について、スクールカウンセラーについては学校の規模、相談件数によって3時間から7時間までの間で勤務時間を設定し、1校あたり年間30

日の勤務となります。スクールソーシャルワーカーについては、1日6時間、週3又は4日の勤務となり、年間45週の勤務を想定しております。施行期日は、令和2年4月1日でございます。説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第22号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」の事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」でございますが、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い本年4月から会計年度任用職員制度が始まり、それに対応するため訓令3件を一括で改正したものであります。改正対象となった訓令でございますが、まず郡山市教育委員会事務局等職員服務規程の一部改正で、会計年度任用職員の服務に関する規定を追加したものであります。2件目は、郡山市教育委員会単純労務職員就業規則の一部改正で、同じく会計年度任用職員のうち単純労務職員の勤務時間、休暇や給与に関する規定を追加したものであります。続いて3本目となりますが、郡山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正です。こちらにつきましても会計年度任用職員に関する勤務時間について追加したものです。以上の訓令につきまして、本年4月1日施行という形で制定したものであります。報告は、以上となります。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。報告第4号「専決処分事項の報告
について（訓令制定）」については、原案のとおり決することに、御異議ご
ざいませんか。

（異議なしの場合）

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号については、原案のとおり
決しました。

 次に、報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」の事務局
の説明を求めます。

総 務 課 長 報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」でございますが、
郡山市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてであります。改正理由に
ついては、1つ目に会計年度任用職員制度が施行されることがございます。
改正理由の2つ目としては、全庁として債権管理に係る専決権を整理したも
のであります。改正理由の3つ目としまして、本年4月1日からの新財務会
計システムへの移行に伴う所要の改正を行うとともに、事務の効率化を図る
観点から、各項目を整理したものであります。こちらの施行については、4
月1日からの施行ということであります。報告は以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。報告第5号「専決処分事項の報告
について（訓令改正）」は、原案のとおり決することに、御異議ございませ
んか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号については、原案のとおり
決しました。

 次に「5 その他」に入りますが、今定例会には提出案件がありませんの
で、次の「6 各課報告」に入ります。

（各所属、下表案件について報告）

No	所属名	件名
1	生涯学習課	公民館の再オープンについて
2	美術館	企画展「石田智子展 雑華 ありのままに」について
3	総合教育支援センター	令和元年度不登校調査結果について
4	こども未来課	第2期郡山市ニコニコこども子育てプランの策定について
5	文化振興課	(仮称) 郡山市歴史情報・公文書館基本計画の策定について

教 育 長 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開と決しました議案第 23 号の審議に戻ります。非公開のため、郡山市教育委員会以外の傍聴人の方は退室をお願いいたします。

（「議案第 23 号」の案件を非公開で審議し、原案のとおり承認）

教 育 長 以上で、本定例会に提出された案件は以上となります。
その他、事務局または委員の皆様から何かありますでしょうか。

こども部次長 例年5月5日に開催しております「こどもまつり」ですが、例年5万人程度の親子連れが参加され、密集、密接を回避するというのは困難であるため、新型コロナウイルスの感染防止の観点から今年度は中止という決定をさせていただきますので、御報告をさせていただきます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 シティーマラソン大会も中止ですか。

教 育 長 そうです。
その他、質問等ございますか。

今 泉 委 員 市民の方から質問を受けたのですが、以前から出ていた音楽堂の整備に

ついて、現在どのような計画になっているのでしょうか。

文化振興課長 平成20年3月に本市は音楽都市宣言を行いました。音楽堂整備に向けて平成25年に音楽堂整備基金を設置し、今現在基金残高は5億円ほどございます。それ以降、市として積み増しは行っておりませんが、市民の皆様からの寄附等をいただき若干増えております。

今後の取組みでございますが、新たな音楽堂整備につきましては、いろいろな意見をいただいております、検討を重ねてまいりました。実際に音楽堂建設には膨大な資金が必要となり、同基金だけではその財源としてなかなか難しいものがあります。市民の皆様からは音楽堂整備の声もありますが、一方では練習環境の充実という意見をいただいているのも事実であります。今後、このような様々な意見を踏まえ、どのような方法がよいかさらなる検討をしてまいります。

教 育 長 他にありませんか。

ないようですので、郡山市教育委員会令和2年4月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時30分